

ID: 5404

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	高度利用地区内の壁面位置の制限の緩和許可		
法令名 根拠条項	建築基準法第 59 条第 2 項		
法令番号			
【基準】 建築基準法第 59 条（高度利用地区）の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日